

横浜弁護士会所属の弁護士による

# 原発事故損害賠償説明会

## 平成24年8月4日（土）

### 午前10時30分から（開場：午前10時）

原発事故により被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

東京電力に対する損害賠償について、様々な提出書類の記入上の注意点から、これまでの経過報告、また、和解仲介手続き（ADR）の最新情報をお知らせする説明会を開催いたします。

自主避難の方にも紛争審査会が一定の賠償を認める指針を出していますが、その後の情報など、実際に担当している弁護士が詳しくご説明いたします。

**また、説明会終了後に、個別の法律相談を受け致しますので、是非、ご参加ください。**

会場は、横浜市中区の弁護士会館での説明会を県内2ヶ所でテレビ中継し、法律相談会は各会場で開催いたしますので、裏面の地図を参考に、お近くの各会場にご参加ください。なお、説明会の案内は、横浜弁護士会ホームページ及び携帯サイトでもご覧いただけます。



**場所 県内3ヶ所で同時開催いたします。**

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館	JR関内駅 南口より徒歩10分	120名	予約不要。小さなお子様と一緒に参加できる会場の用意がございます。
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分		
②横浜弁護士会相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス（1、2番）市役所前下車、徒歩3分	30名	申し込み制（テレビ上映）
③横浜弁護士会県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	申し込み制（テレビ上映）

※②③の会場は、事前申し込み制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場に直接お申し込み下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。

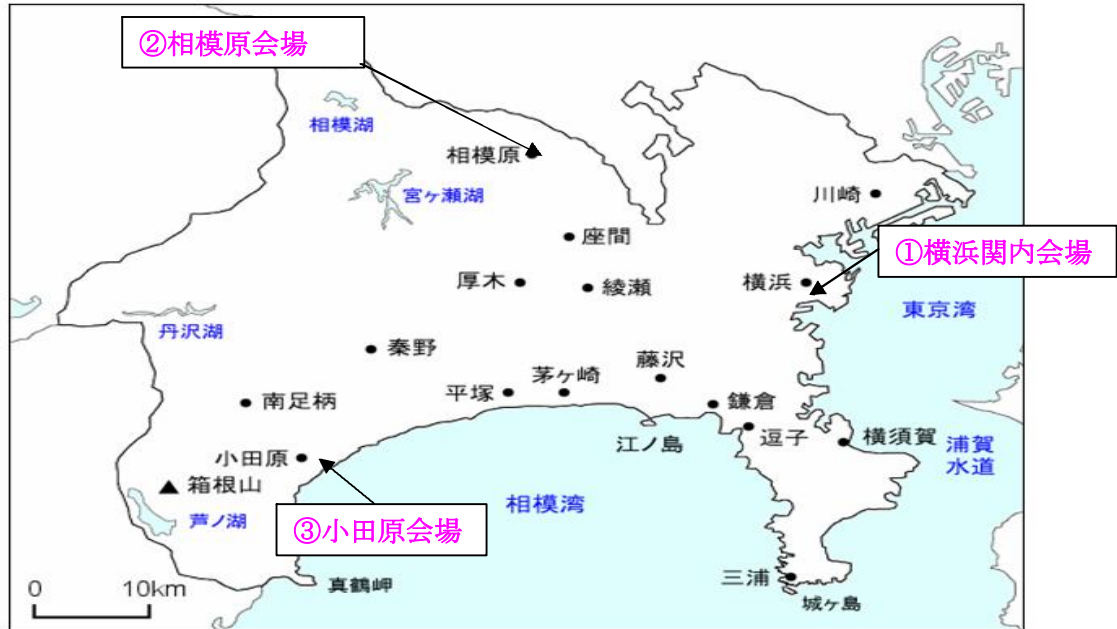


横浜弁護士会ホームページ

公式ツイッターをご覧ください。

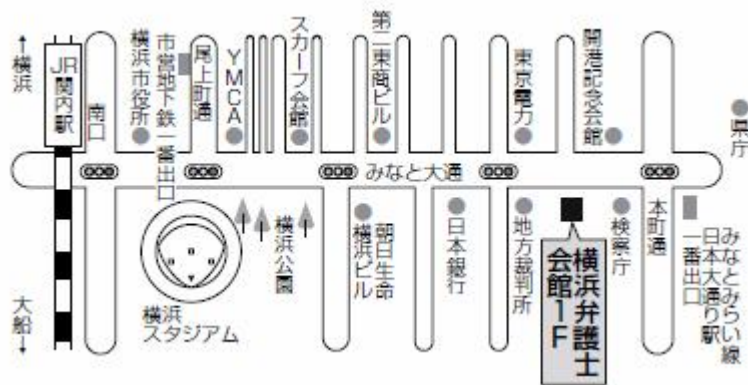


## 8/4 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内



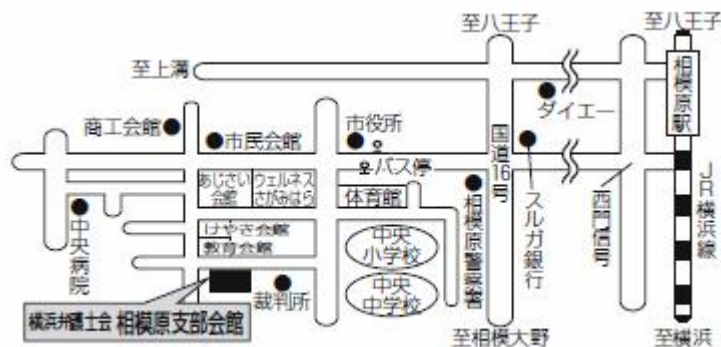
①関内会場（横浜弁護士会館）

電話045-211-7711



②相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館）

電話042-751-0958



要予約

③小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館）

電話0465-22-5671



要予約